

グリーン LPG 実装に向け「推進官民検討会」発足

日本 LP ガス協会は 6 月 22 日、グリーン LP ガスの社会実装に向けたマイルストーンづくりや水素・CO₂ の調達方法、トランジション期間中の省エネ機器普及、品質基準づくりなどの重要課題を官民で共有し、一体となって対応を協議する場として、「グリーン LP ガス推進官民検討会」を発足させると公表しました。同協会と、協会の常任理事会社（5 社）で構成する（一社）日本グリーン LP ガス推進協議会が中心となって立ち上げ、政府（経済産業省）も参画します。初回会合は 7 月下旬に開き、座長には国際大学の橋川武郎副学長が就く予定。

●主要な協議テーマ 社会実装に向けた LP ガス業界としてのマイルストーンづくり／水素・CO₂ の将来的な調達方法／トランジション期間における省エネ機器の普及促進／新たな品質基準づくり・保安の確保・非化石燃料としての第三者認定

第 2 回無償配管問題懇、事業者も出席し意見交換

（一財）エルピーガス振興センターによる第 2 回「無償配管・無償貸与問題懇談会」が 6 月 27 日に開かれ、事業者 3 者に法曹、学識者を加え、嘉村潤・同センター専務理事の進行で意見が交換されました。まとめにあたり、橋川武郎・国際大学副学長・同大学院教授は「エネ庁の橋爪優文企画官に問題を深掘りいただいた。本日は石油流通課長も傍聴しており、解決に踏み込んでもらえるはずだ。ただ、グリーン LPG 同様に、“落としどころ”は見えていない」と述べました。懇談会は今回で終了し、今後の流通行政に反映されてくると見られます。

●指摘や提言があった論点 「標準料金の定義の明確化」「3 部料金制の導入促進」「設備償却顧客への料金対応（引き下げなど）」「液石法と他法との不突合の調整（ガス機器以外の設備貸与）」「切り替えを勧誘する一部大手の姿勢転換（“横綱相撲”への転換）」など。

A 級・B 級事故定義から「社会的影響」を削除

経済産業省は 6 月 1 日、「液化石油ガス事故対応要領」を一部改正し、A 級事故と B 級事故の分類定義から“社会的影響・関心度”を削除しました。また、事故発生直後の事故情報の公表基準を見直し、死亡や重傷、CO 中毒といった生命・身体に被害が及んだ重大事故だけ発信することとしました。

LP ガス担当企画官職を廃止、石油流通課長兼務

経済産業省は 7 月 1 日付で、資源エネルギー庁石油流通課の液化石油ガス産業担当企画官職を廃止し、LP ガス産業振興、取引適正化調査・事務は石油流通課長（永井岳彦課長）が兼務し、LP ガス備蓄事務は石油精製備蓄課に新設した石油・液化石油ガス備蓄政策担当企画官職が担当する組織変更を行いました。同企画官には古幡哲也氏（石油天然ガス・金属鉱物資源機構＜JOGMEC＞）が就き、橋爪優文・前液化石油ガス産業担当企画官は製造産業局車両室長に異動しました。

全 L 協、「エアコンとの離隔距離」チラシ配布を

（一社）全国 LP ガス協会は、経済産業省（ガス安全室）から要請

を受け、5 月 12 日、都道府県 LP ガス協会などに「エアコン室外機等の設備と LP ガス充てん容器との保安離隔の確保」について通知し、経産省が作成した周知用チラシを消費者に配布して徹底するよう依頼しました。経産省は要請にあたり、全日本電気工業工業組合連合会に協力依頼を行いました。保安離隔距離は「2 m 超」となっていますが、都道府県がエアコン室外機等を火気とみなしていない場合は従来どおりの対応を求めています。

全 L 協、特商法改正で電子メール対応告知文作成

（一社）全国 LP ガス協会はクーリング・オフに電子メール（電磁的記録）が利用できるよう特商法が改正されたことを受け、5 月 24 日と 25 日、契約書面に記載する告知文例を作成し、都道府県 LP ガス協会に、会員事業者へ周知・徹底するよう依頼しました。

首都圏中心にガス架空請求 SMS、注意喚起を

首都圏を中心に、6 月初旬から、「ガス料金等最終請求のお知らせと供給停止」や「ガス供給停止の予告」「ガス料金のお支払い」についてなどといった、ガス会社を装った SMS（ショートメール）が不特定多数の携帯番号宛てに送られ、お客様から販売店に問い合わせが寄せられています。

■全 L 協など不審メール URL にアクセスしないよう注意喚起

（一社）全国 LP ガス協会、神奈川県、埼玉県、千葉県協会などではこのため、ホームページ上などで、「フィッシング詐欺の可能性が高い。十分にご注意ください」「架空請求の可能性が高い。SMS 本文に記載のリンクにアクセスをする前に、ご契約の LP ガス会社に電話でご確認をお願いします」などと呼びかけています。

都市ガス需給ひっ迫、基本政策小委 WG で検討

経済産業省・総合資源エネルギー調査会の電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループの第 21 回会合で、国際的な LNG 調達環境が厳しさを増す中、需給ひっ迫時の節ガス要請と個別需要家への需要抑制のあり方について意見が交わされました。

■「LP ガス活用を」との発言も

この中では、「節ガス要請は大口需要家が主体となろうが、LNG 需給のひっ迫は同時に、火力発電にも大きな影響をもたらす。備蓄があり、ロシア依存がない LP ガスこそが有力な代替エネルギーではないか」（橋川武郎委員）との発言がありました。また、「ガス事業法には『使用制限令』の定めがない。設けるなら、液石法も含めて法改正すべきではないか」（同委員）との意見も出されました。

8 月プロパン、CP670.00ドル、MB596.58ドルに

8 月積み込み C P（サウジアラビア輸入 FOB 価格）は、プロパン（P）はトンあたり 670.00 ドル、ブタン（B）は 660.00 ドルにすると輸入元売各社に通知がありました。前月に比べ P は▲7.59%、▲55.00 ドル、B は▲8.97%、▲65.00 ドルの下降。一方、米・モントルビュー（MB）の 8 月適用プロパン価格（OPIS 社発表）は 596.58 ドルで、前月に比べ▲5.60%、▲35.37 ドル下降しました。

配信ご希望の特約店様はメールアドレスを下記 URL よりご登録ください。

※すでにご登録いただいている特約店様は不要です。

※ご不明な点は、オブリ担当セールスにご連絡ください。

【登録フォーム】<https://obbli.info/obbli/>

※パソコン、スマートフォンからご登録ください。



Obbli